

# 土岐市立肥田中学校 いじめ防止基本方針

平成28年8月26日改訂

平成30年2月26日改訂

令和4年3月18日改訂

令和6年3月 1日改定

## 1 はじめに

いじめは、生徒の心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為である。いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を感じさせる恐れがある。すべての生徒たちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくために、学校、家庭、地域社会が連携し、生徒たちの絆づくりや居場所づくりに努め、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはならない。いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）、土岐市いじめ防止基本方針（平成28年4月1日付）をふまえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を以下に示す。

## 2 いじめ防止等のための基本的な認識

### (1) 基本理念

いじめは決して許されないことである。しかし、「どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識し、学校の内外を問わずいじめがおこなわれないようにする。全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保持保護することが重要であることを認識し、学校、教職員および保護者、家庭、地域の人々、すべての関係者が連携して防止、早期発見及び、対処にあたり、いじめ問題を克服していく。

### (2) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

## 3 いじめ防止のために実施する内容

### (1) いじめの未然防止・早期発見・対処のための「校内いじめ対応チーム」「いじめ対策委員会」の設置

- ・「校内いじめ対応チーム」は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・関係学級担任・教育相談員を構成メンバーとする。
- ・「いじめ対策委員会」は、「校内いじめ対応チーム」に加え、学校運営協議会委員やPTA本部役員、を構成メンバーとする。なお、当委員会は、事案発生後と解消後の2回を原則とする。

### (2) いじめ防止等のための計画

- ① いじめ防止基本方針の作成
- ② いじめ防止のための年間計画の作成
- ③ 校内研修会の企画立案
- ④ アンケートの実施と結果分析報告
- ⑤ 未然防止の取り組み・早期発見、適切な対応等の取り組み
- ⑥ 生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
- ⑦ 年間の取り組みについての見直し（PDCAサイクル）

### (3) いじめの予防・早期発見・早期対応への取組

日常から子どもが発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめなどのアンケート調査を実施するとともに、個人面談、教育相談を通して、子どもの悩みや保護者の不安を把握し、改善、解決にあたる。また、いじめを許さない、見過ごさない仲間関係づくりにつとめ、いじめを認知したときに、自分だけで考えず誰かに相談できるような主体性の向上を図る指導を行う。

- ① 記名式、無記名式、選択式のアンケート調査（年間4回 家庭で記入し封筒に入れて提出）、人権に関するアンケート調査、ハイパーQ-U検査を実施する。また、その結果を分析・検討して個別指導を行う。
- ② 職員同士の情報交流・家庭や生徒との情報交換の日常化を図る。
- ③ 人権的課題、SNSに関する課題、触法行為をテーマとした生徒・保護者を対象の講習会を設ける。

(4) いじめを許さない学校づくり

「いじめは絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通して、生徒1人1人に徹底、指導する。いじめ防止に関する職員研修を行うと共に、確実な推進を行い、いじめを許さない学校づくりを進める。それとともに、日常生活や豊かな体験を通して生徒の心の醸成と自己有用感や自己肯定感の向上を図る。

- ① いじめ防止に関する職員研修の実施
  - ・ 道徳教育、インターネットの活用に関する情報モラル教育（実態把握も）、体験的教育に関する研修
  - ・ 「ほほえみと感動のある学校をめざして～いじめの未然防止のために～」の活用
- ② いじめ防止のための教育相談体制の充実
  - ・ いつでも どこでも 誰にでも相談できる学校ぐるみの体制づくり
  - ・ 教育相談週間を年2回位置づける。
- ③ いじめの防止等のための取り組みにかかわる学校評価（職員・保護者・生徒にアンケートを実施）
  - 項目1：「いじめや暴力がなく、安心して学校生活を送ることができている。」
  - 項目2：「困ったときに相談できる人がいる。」

(5) 学校、家庭、地域社会と連携した取組

地域をあげて生徒を守り育てるために学校や家庭、子どもの健全育成に関わる関係諸団体、機関等が連携し、情報交換と行動に努め、地域全体で子どもを育てる仕組みを継続させる。同時にいじめ防止の啓発、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上を図る。

喫緊の課題であるインターネット等を通じて行われるいじめを防止するために、各関係機関と連携を図り、生徒と保護者への指導の場を設定する。（生徒向け情報モラル教室、保護者向け情報モラル学習会実施）

- ① 肥田地区保幼小中連絡協議会の実施
 

校区をあげて教育を考える機会を設定し、定期的な情報交換を行い、連携を図る。特に、小・中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を進める。
- ② 家庭への啓発、連携
 

入学式、始業式、PTA総会、家庭訪問、懇談会、各種通信、HPなどを通して、家庭でのいじめ防止の啓発と連携指導
- ③ 地域との連携、地域行事への積極的参加
  - ・ 学校運営協議会委員、PTA運営委員、肥田町青少年育成会等との情報交換、連携、総合的実践
  - ・ 陶史の森まつりボランティア活動、公民館まつりボランティア活動、町花植活動等への参加
  - ・ 子どもを地域で守り育てる県民運動「あたたかい言葉かけ」の継続的な取組

(6) いじめ未然防止、早期発見、早期対応に係わる年間計画

月	取り組み内容
4月	学校のいじめ防止基本方針をHPに掲載し、PTA総会で説明 職員研修会（学校いじめ防止基本方針についての確認）
5月	いじめアンケートの実施（記名式）・いじめ対策生徒指導委員会の実施 学校運営協議会で方針の説明 警察による職員・生徒・保護者研修会（情報モラルに関する研修）
6月	教育相談 教育相談アンケートの実施
7月	生徒向け情報モラル講座の実施 三者懇談

8月	職員研修会（いじめ防止、教育相談）
9月	いじめアンケートの実施（記名式）・いじめ対策生徒指導委員会の実施 教育相談週間
10月	教育相談アンケートの実施
11月	「ひびきあいの日」に向けた取り組み（生徒対象人権講話）・「あったかい言葉がけ運動」の実施
12月	いじめアンケートの実施（無記名式）・いじめ対策生徒指導委員会の実施 学校評価（生徒・保護者・職員）・三者懇談
1月	年間の取り組みについての見直し（PDCAサイクル） 教育相談週間
2月	学校運営協議会においていじめの実態と対応についての報告 いじめアンケートの実施（選択式）・いじめ対策生徒指導委員会の実施
3月	本校のいじめ防止基本方針の見直し・年間計画の見直し 学校だよりによる次年度の取り組み説明

#### 4 いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）

##### (1) いじめを把握した場合の具体的な対応

- ① いじめが予見または認知された場合は、迅速・適切に事実の把握と初期対応を行い、いじめの早期解決を図る。なおその際、担当職員は問題を一人で抱え込むことのないよう、情報の報告を心がけ、組織的な対応を行う。
- ② 常に被害者の立場に立った対応を心がけ、いじめを受けた生徒へのケアと保護者への説明責任を果たすとともに、寄り添い支える体制をつくる。一方、いじめた側の生徒（保護者）へは、いじめが人権を侵害する行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、問題の本質的な解決まで継続的に指導をおこなうようにする。
- ③ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめをとめる勇気をもつことや誰かに知らせ、解決を図る努力をすることの大切さを指導する。
- ④ いじめが「解消している」状態を判断する際、すくなくとも3ヶ月間いじめにかかる行為が止んでおり、心身の苦痛を感じていないことを確認する。

##### (2) ネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除の措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除をもとめるなど必要な措置をとる。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② SNSや携帯電話のメールを利用したいじめについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく必要がある。また、データの調査や削除等、証拠となるものの扱いは警察が行うものとして学校関係者は行わない。

##### (3) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態に相当する事案が発生した旨を土岐市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ対策委員会」を設置する。
- ③ 上記組織に報告・協議を図りながら、「校内いじめ対応チーム」が、警察等の関係機関と連携を図りながら事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、市教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 資料の保管について

### (1) アンケート・質問紙の保管

アンケートおよび質問紙の原本の保管期間は、当該生徒が卒業するまでとする。

### (2) アンケートのまとめ、指導の記録等の保管

アンケートをまとめたものや個別に対応した記録、いじめの認知があった場合の記録等は保存期間を5年間とする。

### (3) 保存場所と担当者

アンケート等の保存場所は校長室とし、生徒指導主事を担当者とする。担当者が転勤などにより代わる場合は確実に引継ぎを行うこととする。